

保護者の皆様

伊丹市教育長

当面の間における学級閉鎖等の基準について

平素より本市の教育活動にご理解とご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、当面の間における学級閉鎖等の基準につきましては、令和2年2月2日付でお知らせいたしました
が、この度、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から兵庫県教育委員会事務局体育保健課を通じて、
オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間が7日間とすることが示されました。

これを受け、本市では、当面の間における児童生徒等の感染に伴う学級閉鎖等の基準を、下記のとおり見
直すことといたしました。

各ご家庭におかれましては、本趣旨をご理解いただくとともに、引き続き、日々の健康観察等の感染症対
策を講じてくださいますようお願いいたします。

なお、今後、地域の感染状況等を踏まえ、本基準を見直すことがございます。

記

1 基準

(1) 学級閉鎖

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ① 同一の学級において、複数の児童生徒の感染が判明した場合
 - ② 感染が確認された者が1人であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③ 1名の感染が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④ その他、市教育委員会で必要と判断した場合
- 学級閉鎖の期間としては、原則として5日間（実質的には最終接触日から7日目までの期間に相当）学
級閉鎖とする。

【学級閉鎖期間の考え方】



(2) 学年閉鎖

同一学年で複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、市教育委員会
と協議の上、学年を閉鎖する。

(3) 臨時休校

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、市教育委員会と協議の上、
臨時休校とする。

(4) その他

保育所、こども園及び児童くらはは原則開所とし、保健所による調査に基づき、検査対象やそれにかかる
日数を踏まえ、市教育委員会と協議の上、特別保育の実施あるいは休所とする。

2 留意事項

- ① 教職員の感染が確認された場合は、市教育委員会と協議の上、必要に応じて個別に対策を講じる。
- ② 1つの学級や学年等において出席停止の人数が多くなり、教育活動に支障が出る可能性がある場合は、市教育委員会と協議の上、必要に応じて個別に対策を講じる。
- ③ 学校関係者（園児児童生徒・教職員等）の感染が確認された場合は、個人が特定されることがないように配慮した上で、当該学校の保護者のみに公表する。
※ 調査期間に登校していない等、学校に影響がないことが事前に確認されている場合は公表しない。
- ④ 校内で感染が広がっている場合（クラスターの発生等）は、個人が特定されることがないように配慮した上で公表する。
- ⑤ 部活動については、本基準に準じる。
- ⑥ 新型コロナウイルスにかかる学級閉鎖等の状況については、市ホームページにおいて学級数等を公表する。